

わかる！社労士 2019年度版

法改正情報

(2019年7月31日掲載 追加版)

『テキスト&問題集』に係る改正です。

全2項目

こちらは、7月31日に追加した分の
PDFファイルです。

追加分

1 労働安全衛生法

受動喫煙の防止について

受動喫煙の定義の見直しに伴い、受動喫煙の防止に関する条文が改正されました。

該当箇所	改正前	改正後
P182 側注 一番上の PLUS	<p>〈受動喫煙の防止〉</p> <p>事業者は、労働者の<u>受動喫煙</u>（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます）<u>を防止</u>するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとします（法 68 条の 2）。</p>	<p>〈受動喫煙の防止〉</p> <p>事業者は、<u>室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙</u>〔健康増進法に規定する受動喫煙（編注：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること）をいいます〕<u>を防止</u>するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとします（法 68 条の 2）。</p>

2 過去問に係る修正

国民健康保険法/保険料の賦課限度額の改正

国民健康保険法の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額が、58 万円から 61 万円に改正されました。P1019 の解説を修正します。

該当箇所	改正前	改正後
P1019 問題 12 の解説 B 肢中	「58 万円」	「61 万円」

以下、余白